

公立大学法人神戸市看護大学危機管理委員会規程をここに公布する。

2024年12月24日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第15号

公立大学法人神戸市看護大学危機管理委員会規程

(設置)

第1条 公立大学法人神戸市看護大学組織に関する規程(2019年4月規程第1号)第6条第1項の規定に基づき、本学の危機管理体制並びに危機管理対応について調査審議するため、理事長の下に公立大学法人神戸市看護大学危機管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)で組織する。

- (1) 副理事長
- (2) 総務・施設担当理事
- (3) 教学・学生支援担当理事
- (4) 研究・地域貢献担当理事
- (5) 図書館長
- (6) 理事長が指名する者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副理事長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 第2条第6号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

- 2 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(部会)

第5条 委員会は、必要と認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会を代表する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(招集及び議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

4 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができない。

6 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 危機管理方針の策定に関すること。

(2) 危機管理対応マニュアルに関すること。

(3) 業務継続計画に関すること。

(4) 危機管理教育及び訓練の実施に関すること。

(5) 危機管理に係る学生及び教職員等への周知に関すること

(6) その他危機管理に関すること。

(議事録の作成)

第8条 委員長は、委員会の会議を開いたときは、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営管理課総務係において処理する。

(施行細則の委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。